

## 茨城県ナースセンターホームページ「いばらきナースステーション」運用要項

### (目的)

- 第1条 茨城県ナースセンターでは、茨城県ナースセンターホームページ内に看護部の理念や看護の職場等について視覚的に伝える情報発信コンテンツとして、「いばらきナースステーション」ページを新たに開設し、県内の医療機関等の看護部のホームページをリンクし、潜在看護職及び看護の資格取得を希望する一般県民に対し、職場復帰の一助にしてもらうことを目的とする。
- 2 この要項は、茨城県ナースセンターホームページに県内の医療機関等の看護部のホームページをリンクする場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (対象)

- 第2条 リンクを申請することができる者は、次の条件を満たすものとする。
- (1)茨城県内の医療機関、訪問看護ステーション等看護職が在籍している施設であること。
  - (2)看護部紹介のサイトであること。※病院のトップページのリンクは不可
  - (3)掲載するにあたり、病院長等管理者に許可を得ていること。

### (申請手続及び許可)

- 第3条 リンクを希望するものは、以下の項目を茨城県ナースセンター宛てにメールで送信し、茨城県ナースセンター長に許可を得なければならない。

#### ■送信内容

- (1)県内の医療機関等の団体名
- (2)ホームページリンク先アドレス
- (3)担当者名
- (4)住所
- (5)電話番号

#### ■送信先メールアドレス

ibaraki@nurse-center.net

- 2 茨城県ナースセンター長は、前項の送信内容について、リンクを希望するもののホームページが、茨城県ナースセンターホームページの目的に照らして適当と認めた場合に、リンクを許可するものとする。

### (解除)

- 第4条 リンク許可者は、リンクを解除しようとする場合には、速やかに、茨城県ナースセンター長に届け出なければならない。

2 リンク許可者が第 2 条に規定する資格を失った場合は、リンクを解除するものとする。

3 茨城県ナースセンター長は、リンク許可者が次の各号のいずれかに該当する場合には、リンクを解除することができる。

(1)送信内容に虚偽の記載があった場合

(2)茨城県ナースセンター長が茨城県ナースセンターホームページの運用上支障があると認めた場合

(免責)

第 5 条 茨城県ナースセンターは、リンク先のホームページに関して、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な規約は、茨城県ナースセンター長が別に定める。

附 則

この要項は平成 28 年 6 月 21 日から施行する。